



# GYOSEISHOSHI HOKKAIDO



北海道道産：浜中町「霧多布湿原」

## 行政書士北海道

2008年11月 No.292

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>

メールアドレス = [gyosei@mrd.biglobe.ne.jp](mailto:gyosei@mrd.biglobe.ne.jp)



### 特集

ピックアップ・十勝

今月のピックアップ

国立大学法人帯広畜産大学

梅津一孝 教授

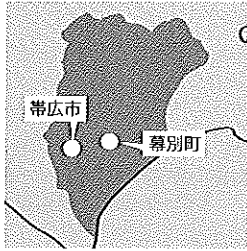
ピックアップ・十勝支部

吉村 学 支部長

シリーズ「成年後見最前線」③

貨物自動車運送事業における

行政処分等について②



# ピックアップ・十勝

Pick up

## 今月のピックアップ

前号のピックアップでは、廃食用油燃料について取り上げましたが、今回は、家畜の排泄物からバイオガスを作り出す取り組みについて、国立大学法人帯広畜産大学の梅津一孝教授にお聞きしました。



国立大学法人帯広畜産大学 梅津一孝教授

**編集委員：**まず、家畜の排泄物からバイオマスエネルギーを作り出す取り組みの目的は何でしょうか。

**梅津教授：**家畜の排泄物は、かつては肥料として活用されていました。しかし、大規模化が進んでいる現在の農業者では、自ら利用しきれずに、余った排泄物の処理に困るという事態になっています。処理できない排泄物は、悪臭や水質汚染の原因となり、環境を汚染します。

そこで、排泄物をバイオマスエネルギーとして資源化することで、環境汚染の原因を減らすことができます。

また、家畜の排泄物をエネルギーとして再利用す

ることによって、従来使用されてきた化石燃料等のエネルギーを節減することができ、二酸化炭素の削減を図ることによって地球温暖化対策にもつながります。

**編集委員：**家畜の排泄物と地球温暖化は関係があるとのことですが、具体的にはどのようなことなのでしょう。

**梅津教授：**畜産業と温室効果ガスには深い関係があります。

まず、家畜消費管に由来するメタン放出は、高能力の泌乳牛では一日400リットル相当量の純粋メタ

### 目次

ピックアップ・十勝		無料相談会報告[函館支部]	24
今月のピックアップ	2～4	無料相談会報告[釧路支部]	24
支部ピックアップ	4	無料相談会報告[札幌支部]	25
本会から夕張市支援 無料相談会開催	5	無料相談会報告[日高支部]	25
シリーズ・成年後見最前線③	6～10	無料相談会報告[十勝支部]	25
貨物自動車運送事業における行政処分等について②	11～18	無料相談会報告[空知支部]	26
北海道行政書士会 申請取次行政書士管理委員会の設置について	19	道東四支部役員研修交流会	26
判例研究室	20～21	第1回「成年後見制度 基礎研修会」が開催されました	27
旭川・小樽・札幌支部 三支部合同研修会の報告	22	実務で学ぶ涉外業務 涉外業務研修会開催のご案内	27
室蘭・苫小牧・日高支部 三支部合同研修会の報告	22	新入会員	28～29
平成20年度 ADR手続実施者養成研修会	23	賀詞交歓会の開催について	29
平成20年度 新入会員研修会(前期)が開催されました	23	会議開催状況(9～10月)	30
		ご逝去/編集後記	31

ンがルーメン(牛の胃袋)で作られ、大気中に放出されます。

また、家畜糞尿からは、二酸化炭素及びメタンの温室効果ガスの他に揮散するアンモニア、硫化水素等の有害ガスが酸性雨の一因をなし、全世界的な地球環境問題になっています。

畜産業の持続可能な発展は、環境保全の面からこれら環境有蓋ガスの制御と利用によって可能になるものと考えます。

**編集委員：**そこで家畜の排泄物を再資源化するというのですが、具体的にどのように行うのでしょうか。



バイオガスプラント

**梅津教授：**現在附属畜産フィールド科学センターとの協力で実証試験を進めているのが「バイオガスプラント」です(写真参照)。

**編集委員：**畜産フィールド科学センターに設置されているバイオガスプラントはどのようなものなのでしょうか。

**梅津教授：**大学内の牛から出た排泄物を投入しまして、約55℃で15日間かけてメタン発酵させます。そして発生したバイオガスから脱硫設備を経た後、ガスエンジンで電気と温水を、ボイラーで温水を作り出します。

**編集委員：**バイオガスプラントを利用するとどのような利点がありますか。

**梅津教授：**バイオガスに含まれるメタンガスの活用によるローカルエネルギーの推進によって化石燃料消費の節減、さらに液肥・堆肥の有効利用による化学肥料に頼らない環境保全型農業の推進を図ることを目的としています。

**編集委員：**そうしたことが現在の農業に必要なのですね。

**梅津教授：**化学肥料と化石燃料に頼らない食糧生産ということが、今後の農業にとって、極めて重要になります。

**編集委員：**現在、どのくらいのバイオガスプラントが利用されていますか。

**梅津教授：**既に北海道内で50以上、十勝管内で10以上の農業者が導入しています。

とはいえ、作り出した電気を売るほどには至っていないので、今後更にバイオガスプラントが活用されるべきと思います。

**編集委員：**バイオガスプラントを導入する場合、行政との関わりは何かありますか。



梅津一孝教授

**梅津教授：**補助金などの面で、国や北海道などの支援があります。

そもそも、循環型社会を作り上げるには、行政の役割がとても重要です。

帯広市も環境モデル都市になっておりますが、循環型社会を実現するため、補助金・助成金などの金銭的支援のみならず、特区なども含め、法令の整備も重要であると考えます。

**編集委員：**産学官の連携が重要なのだと思いますが、大学として環境の勉強や研究に力を入れていることだと思いますが。

**梅津教授：**私たちは、循環型農業システムの構築に向けて様々な専門から取り組みを行っています。そのような取り組みの中から、本当の意味での「クリーン農業」「持続的農業」が創出されるのだと思います。

## 支部ピックアップ：十勝支部



十勝支部・吉村支部長

支部ピックアップの第7回は十勝支部です。吉村学支部長にお話をお聞きしました。

\* \* \*

**編集委員：**十勝支部会員の現況や特徴を教えてください。

**吉村支部長：**会員数として、100名強の会員がおります。

十勝支部の特徴としては、フロンティア精神が強いという感じがします。

また、支部内の団結力という面でも大変強いのではないのでしょうか

**編集委員：**支部会員における業務の傾向はございますか。

**吉村支部長：**主に、建設業と自動車登録も含め運輸関係です。

この二つの分野がとても多いのですが、それだけに、支部研修では建設と運輸以外の分野についても取り上げることで、業務範囲を広げたいと思います。

最近の若い会員は、相続などの分野も多く取り扱っていますし、無料相談でも相続に関する相談がとても多くなっています。

**編集委員：**支部として、今後の取り組みについて聞かせて下さい。

**吉村支部長：**今後は、年齢的に若い会員が活躍できるような支部にしたいと思います。

業務においても、支部活動においても、若い会員が活躍することを期待していますので、そうした活躍をしやすい支部づくりができれば良いと思います。

**編集委員：**ありがとうございました。

# 本会から夕張市支援 無料相談会開催

財政再建団体になった夕張市への支援の第2回目として、平成20年10月4日(土)、夕張市内清水沢地区公民館で北海道行政書士会主催の無料相談会が開催されました。

まず、加藤会長の挨拶があり、その後函館支部会員による『ザ・相続!』と題した寸劇が披露されました。高齢者が不安を感じることの多い老後の財産管理や相続手続きなどについて、わかりやすい解説も交えてユーモアたっぷりに紹介され、来場された方々も熱心に観劇されていました。また、遺言や成年後見などについて〇×式のクイズで答えていただく趣向もあり、会場は終始なごやかな雰囲気に含まれていました。

観劇の後は、別室で無料相談会が行われました。当初5つのブースが準備されていましたが、観劇された方たちが皆さん相談を希望されたこともあって、ブースが間に合わずに即席で2つ作って対応したという状況でした。相談員は、さっきまでステージで熱演していた函館支部の会員が中心となっていたこともあり、相談される方々の表情も緊張はなく、相談が終わった後は皆さん笑顔で会場を後にしていました。

今回の無料相談会は、来場者数が15名、相談者数は7組で、相談内容の内訳は、遺言・相続4件、贈与2件、交通事故1件、市税納税1件、貸金1件(複数相談あり)という結果でした。



加藤会長の挨拶



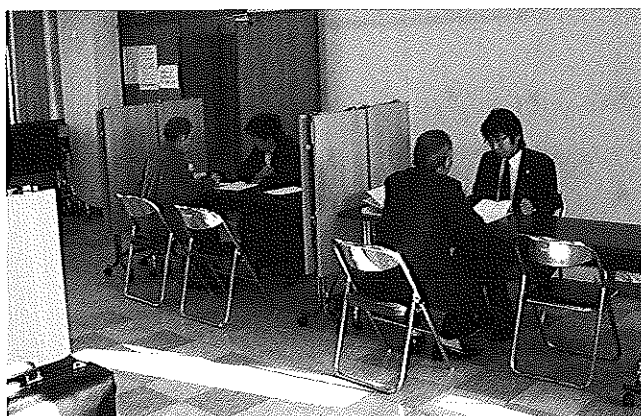
会場の様子



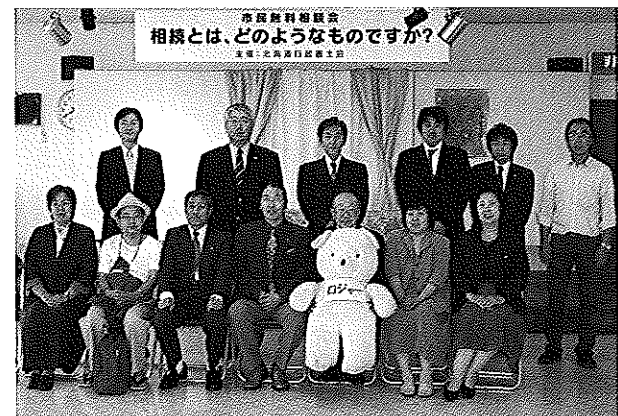
寸劇の様子



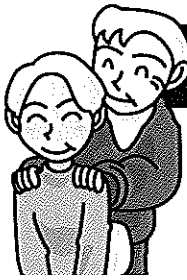
会場の様子



無料相談会の様子



集合写真



## シリーズ・成年後見最前線③

今回は、財産管理と身上監護について説明致します。

### 財産管理と身上監護について

成年後見人に選任された時、その職務を遂行する手順について。

成年後見人に選任されると、まず裁判所から後見開始の審判申立事件の審判書が届きます。それと共に「成年後見人の職務について」という小冊子が添付されてきますのでよく読みましょう。(内容は巻末に)

後見人に選任された時、最初にするのは、事務報告書、財産目録及び収支予定表(別紙参照)を裁判所の指定期日までに提出しましょう。

審判書到着より2週間が経過すると審判が確定します。

→審判確定後に裁判所が東京法務局に対し、後見開始及び後見人等選任の登記を行います。

→登記終了後、裁判所から登記番号の連絡が来ます。

### ☆成年後見登記事項証明書(資料17)の交付申請

前回お話ししました「登記されていないことの証明申請書」と同じ手順になります。札幌法務局へ行かれる方は2階に申請窓口がありますので、運転免許証等を持参し、登記印紙800円を用意し交付申請しましょう。それ以外の方は東京法務局へ郵送にて申請しましょう。

☆成年後見登記事項証明書を持参し被後見人の扱い銀行、証券会社等に赴き名義・印鑑の変更手続きをしましょう。後見人の扱いに慣れていない銀行もありますので予め、責任者の方に電話を入れ、アポイントをとっておくとスムーズに手続きがすすみます。ご自分の印鑑証明書と実印は必携です。

☆銀行等の手続きが終了しましたら、被後見人に代わってお金の出し入れ、支払等をします。当然のことながらキャッシュカードは使えませんので全て窓口を通してです。又本支店どこでも出し入れできる銀行と、口座のある店舗でしか出し入れできない銀行がありますので要注意です。例としてあげると本支店どこでも大丈夫なのは北洋、北陸、ゆうちょ銀行等です。口座のある本支店のみというのは北海道銀行です。信用金庫、信用組合等個々に違いますので予めリサーチしておくといいでしょう。

☆予定外の支出が予定される時は必ず担当書記官に予め連絡をとり了承をもらいましょう。そのメモも必ず保存しておきましょう。配偶者が亡くなっている場合など1周忌や3回忌の法要なども被後見人に代わって取り仕切らなければなりません。親族の方々とも日頃から連絡を取り合っておくことが肝要です。特に申立人の方とはコミュニケーションを密に致しましょう。ご要望があれば半年に1度は財産目録を提示しましょう。

☆居宅以外の不動産がある場合は、売却の作業が必要な場合もあります。黙っているとたくさん

の固定資産税を支出しなければいけませんから。

私の関わった中では東京のマンション2軒、札幌のマンション1軒を持っている方が被後見人という例がありました。札幌の物件はリフォームし、東京はそのままで何とか全て売却することができました。でもそれぞれの物件に家財もあったので処分するのに一苦労でした。

居宅については予め裁判所と打合せをし、処分の作業に入りましょう。

☆株式・証券等はデーターを作成しMAXに近いところで売却することが求められます。又預貯金についても高い利回りのところに預け替えるのは肝要ですが、リスクのあるところに変えることは厳禁です。

☆身上監護においては病院、老人ホーム、グループホームの入、退けに関わります。周りの状況、本人の状態、収支のバランス等を考え決断しなければいけない場合もあります。

私の関わった方で市営住宅に住んでいる方がいました。でもその方は預貯金はありましたが無収入だったので、家賃減免の申請を出したところ、家賃は無料になりました。もともとこの方は特養老人ホームに入居できたのでかなり生活は楽になりました。

☆被後見人のこれからの10年、15年、20年先を被後見人に代わって考えることは最重要です。お金の使い方も被後見人の為にを最重点にしましょう。

私の関わった方で、施設に入っているが自分のことが出来ない方がいました。施設にもスタッフがいますがその方にかかりきりになる事は出来ません。それで1日1万円以上かかりますが24時間の付添をつけました。その方は幸いある程度の財産がありました。でも認知症がすすんでくると、旅行も、おいしいご馳走も食べることが出来ません。買い物も限られます。お子様もいらっしやらないので、財産を残す必要が希薄でした。その意味で普通の私たちの過ごし方との違いを良く考え、実施する必要が在ります。

☆被後見人のところへは1月に1～2回は訪問しましょう。その方の状態によって頻度が上がる場合もあります。入院した場合など、家族代わりに面会をすると喜ばれます。

☆後見を開始して1年が過ぎると管轄の家庭裁判所から後見事務照会書が届き以下のものの(以下はひとつの例で被後見人によって異なります)提出が求められます。

1. 被後見人名義の預貯金通帳、預金証書のコピー (何年何月何日以降から現在までの部分をと裁判所で指定してきます)。
2. 入院費・施設費の領収書のコピー。
3. 不動産がある場合は登記簿謄本、固定資産税納付書。
4. 定期支出以外の支出で、5万円を超える特別な支出があった場合、支出金額に関する本人名義であることが分かる領収書等。

☆報告書を提出時に「後見監督に基づく報酬付与審判の申立書」を添付します。800円の収入印紙を忘れずに貼りましょう。

☆裁判所提出後4～12日後(被後見人の後見内容によって日数が異なります)裁判所から連絡が来

ます。郵送希望の人は予め郵券を裁判所に届けておいてください。とりに行かれる方は家庭裁判所の後見センターへ行くと報酬付与の審判書がもらえます。その中に報酬金額が書かれています。とりに行かれる方はその場で内容を確認された方が良いでしょう。私の場合1度だけ報酬金額25円(税込み)ということがありました。勿論25万円を打ち間違ったのですが。裁判所で再発行してもらいました。

☆後見が終了(被後見人が死亡)した時は速やかに家庭裁判所の担当書記官に連絡し、死亡診断書を届けるか送付をします。除籍の謄本もとりよせておきましょう。直近の報告以降の報告書を裁判所へ提出します。その際日数は短くとも後見監督に基づく報酬付与申立書を添付しましょう。

又親族の方が近くにいらっしゃらない場合は、役所へ死亡届を提出しなければならない場合もあります。死亡届提出時には3ヶ月以内の登記事項証明書も求められますので、予め用意しておきましょう。

☆被後見人が公正証書遺言書を作成していた場合は遺言執行者に、作成していない場合は相続人代表者に被後見人から預かっている財産一式を返還し、その証明書を裁判所に提出します。

☆最後に東京法務局へ終了の登記申請書を送付して後見業務は終了します。

☆裁判所から添付される「成年後見人の職務について」の要約

1. 成年後見人に選任されたときしなければならないこと
  - ①財産目録の提出
2. 成年後見人になっているあいだにしなければならないこと
  - ①療養看護等
  - ②財産管理等
  - ③報告事務等
  - ④成年後見登記に関する事務
3. 後見が終了したとき、成年後見人が交替したときにしなければならないこと
4. そのほかの注意事項

この小冊子に書かれていることは、今まで説明したことの要約です。

(札幌支部 小川孝雄会員)



## 財産目録(後見予算)

平成 年 (家)第 号

後見人氏名  
被後見人氏名  
書記官

1. 定期的な収入 定期収入合計(月額) 円 定期収入合計(年額) 円

種 類	金額(月額)	管理状況等(入金口座番号、通帳管理者名等)

2. 定期的支出 定期的支出合計(月額) 円 定期的支出合計(年額) 円

種 類	金 額	備 考

3. 預貯金 預貯金合計 円

金 融 機 関 名	種 類	口座番号	金 額	管理状況等

4. 生命保険等 保険金額合計 円

保 険 会 社 名	保険の種類・保険証券番号	保 険 金 額	管理状況等

5. 不動産 不動産評価額合計 円

所 在 地	地 目	評価額(円)	管理状況等

6. 負債 月々の返済額 0円 負債合計 0円

種 類	総 額	月々の返済額	管理状況等
なし	0	0	

7. その他 その他の合計 0円

種類・特徴等	価 格	管理状況等

### 登記事項証明申請書

(成年後見登記用)

法務局 御 中

平成 年 月 日申請

請求される方 (請求権者)	住 所		登記印紙を貼るところ			
	(フリガナ)					
請求される方の資格	氏 名	④ 連絡先(電話番号 - - )	登記印紙は割印をしないでここに貼ってください。			
	1 <input type="checkbox"/> 本人(成年後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人、後見・保佐・補助命令の本人) 2 <input type="checkbox"/> 成年後見人 3 <input type="checkbox"/> 保佐人 4 <input type="checkbox"/> 補助人 5 <input type="checkbox"/> 任意後見受任者(任意後見人)	6 <input type="checkbox"/> 成年後見監督人 7 <input type="checkbox"/> 保佐監督人 8 <input type="checkbox"/> 補助監督人 9 <input type="checkbox"/> 任意後見監督人 10 <input type="checkbox"/> 配偶者 11 <input type="checkbox"/> 四親等内の親族 12 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 13 <input type="checkbox"/> 未成年後見監督人 14 <input type="checkbox"/> 職務代行者 15 <input type="checkbox"/> 財産の管理者				
代理人 (上記の方から頼まれた方)	住 所		登記印紙は1通につき800円です			
	(フリガナ)					
添付書類	氏 名	④ 連絡先(電話番号 - - )	ただし、1通の枚数が10枚を超えた場合は、超える5枚ごとに200円が加算されます			
	□ 戸籍謄本または抄本など本人との関係を証する書面(上欄中10、11、12、13の方が申請するときに必要。発行から3か月以内のもの) □ 委任状(代理人が申請するときに必要) □ 法人の代表者の資格を証する書面(上欄中2～9の方が法人であるときに必要。発行から3か月以内のもの)					
後見登記等の種別及び請求の通数	□ 後見 □ 保佐 □ 補助 ( 通) □ 任意後見契約 ( 通) □ 後見命令 □ 保佐命令 □ 補助命令 ( 通)					
● 登記記録を特定するための事項						
(フリガナ)						
本人の氏名 (成年後見人等)						
(登記番号がわかっている場合は、記入してください。)						
登 記 番 号	第	—	号			
(登記番号が不明の場合に記入してください。)						
本人の生年月日	明治・大正・昭和・平成 / 西暦	年	月 日 生			
本人の住所						
または本人の本籍 (国籍)						
交付通数		交付枚数 (合計)	手数料	交付方法	受 付	年 月 日
10枚まで	11枚以上			□ 窓口交付 □ 郵送交付	交 付	年 月 日

- 記入方法等
- 二重線の枠内の該当事項の□に☐のようにチェックし、所要事項を記入してください。
  - 「登記記録を特定するための事項」には、登記番号が判っている場合は、本人の氏名と登記番号を、不明な場合は本人の氏名・生年月日・住所または本籍(本人が外国人の場合には、国籍)を記載してください。
  - 郵送請求の場合には、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)を同封し下記のあて先に送付してください。  
申請書送付先: 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎  
東京法務局民事行政部後見登録課

証明書申請の際、請求される方(代理申請の場合は代理人)の本人確認に関する書類(運転免許証・健康保険証・パスポート等、住所・氏名及び生年月日分かる書類)を提示していただきますようお願いいたします。  
郵送申請の場合は、申請書類とともに、上記本人確認書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。

## 貨物自動車運送事業における行政処分等について②

行政書士北海道9月号において「貨物自動車運送事業における行政処分等について」とする業務資料を掲載しましたが、今号においては、巡回監査等～弁明書を提出する(しない又は未提出)(9月号、20ページ参照)と記載した流れの部分についてより具体的に示したいと思います。

### (1)資料1について

「巡回監査等」と記載されているものについて、具体的に確認する書類の一覧です。

### (2)資料2について

資料2の「確認書」は、巡回監査等において関係法令に違反した事実があった場合監査後即座に作成され、事業者の確認のもと署名捺印を求めます。この確認書をもとに処分が検討されることとなります。

### (3)資料3-1、3-2について

資料2に基づいて不利益処分をする場合に事業者に交付されるものです。また、確認書に記載された内容と予定される不利益処分の内容は、必ずしも全項目一致するものではありません。

資料4、5、6は、資料3-1、3-2と同時に交付されます。

### (4)資料4について

「弁明書の取扱いについて」と記載されていますが、行政庁が不利益処分を行う場合に意見陳述のための手続きを教示している文書になります。

【弁明の方式】の部分に記載されていますが、「釈明及び反省の内容で、違反事実の相違を証明する書面となっていないケースが見受けられますので、ご注意ください。」とあるとおり、指摘事実に対する反証を行うことが必要です。

### (5)資料5について

弁明を行う場合に期限内に提出します。1. の部分は、資料3-1、3-2において指摘され、弁明する必要があるものを記載することになり、2. については、弁明する部分について相違する事実を具体的に記載することになります。3. については、「別紙のとおり」として疎明資料を添付することとなります。

### (6)資料6について

弁明を行わない場合に提出する文書です。また、この文書を提出しなくとも弁明書を期限内に提出しない場合は、弁明しないものとみなされます。

本年7月1日より行政書士法が改正され、聴聞手続、弁明の機会の付与の手続、その他意見陳述のための手続について、行政書士がその代理をすることができる、という規定が行政書士法第1条の3第1号に新設されたことに伴い、この業務資料を添付したのですが、我々が代理できるもの、また、出来ないものがあるので、次号掲載の「改正行政書士法の座談会」の記事をよくお読みになって個々の業務に役立てていただければ幸いです。

広報部次長 札幌支部会員 荒木 徹

## 監査において確認を行う書類一覧

(不明な点は照会してください。)

1. 監査時に確認し、写しを頂きたいもの
  - ①会社の商業登記簿謄本及び定款
  - ②株主名簿及び役員名簿
  - ③会社組織図(役員名及び個人名を記載したもの)
  - ④勤務交番表(乗務員・運行管理者・整備管理者)
  - ⑤運転者一覧表(過去3年間の退職者を含む)
  - ⑥保有車両一覧表
2. 監査時に確認させて頂きたい書類
  - (1) 労務管理関係
    - ①運転者台帳(従業員名簿)
    - ②乗務員の労働契約関係書類(労働契約書、履歴書、採用規定、採用通知書控え等)
    - ③就業規則
    - ④乗務員服務規律(特積み事業者)
    - ⑤給与規程
    - ⑥労働協約書
    - ⑦時間外及び休日労働の労使協定書(36協定)
    - ⑧出勤簿(タイムカード)
    - ⑨賃金台帳
    - ⑩雇用保険資格取得・喪失関係書類
    - ⑪社会保険資格取得・喪失関係書類
    - ⑫健康診断書
  - (2) 運行管理関係
    - ①運行管理者選任届及び運行管理者手帳
    - ②運行管理規程
    - ③運行管理者引継簿
    - ④勤務割当表・乗務実績一覧表
    - ⑤点呼簿・・・1年間
    - ⑥乗務記録(運転日報)・・・1年間
    - ⑦チャート紙・・・1年間
    - ⑧指導主任者選任届出
    - ⑨乗務員の指導及び監督関係(指導要領、指導監督実施計画、指導監督実施記録(一般・特別)適性診断書(一般・特別))
    - ⑩事故記録関係(事故報告書綴、事故記録綴、自動車保険請求書綴)・・・3年間
    - ⑪運行指示書・・・1年間
    - ⑫異常気象時の措置要領
  - (3) 整備管理関係
    - ①整備管理者選任届及び整備管理者手帳
    - ②整備管理規程
    - ③車両台帳(車検証の写)
    - ④日常点検実施要領及び日常点検表(記録綴)・・・1年間
    - ⑤定期点検実施要領、定期点検実施(実績)計画及び定期点検記録簿・・・1年間
    - ⑥臨時整備報告書
    - ⑦路上故障報告書
    - ⑧車両使用成績書
  - (4) 財務関係
    - ①会計帳簿(総勘定元帳、現金出納簿、伝票、領収書綴、請求書綴、固定資産台帳等)
    - ②車両売買契約書
    - ③自動車任意保険加入関係書類
    - ④源泉徴収簿
    - ⑤営業報告書・輸送実績報告書
  - (5) その他
    - ①株主総会・取締役会議事録
    - ②許認可関係書類
    - ③苦情処理関係書類及び遺失物処理関係書類

資料2

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

## 確 認 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日の監査において、下記のとおり関係法令に違反する事実があったことを確認します。

## 記

1. 運転者の勤務時間及び乗務時間について国土交通大臣告示の遵守が不適切であったこと。
2. 点呼記録の記載事項に不備があったこと。
3. 運転者台帳の記載事項等が不備であったこと。
4. 乗務員の健康状態の把握が不適切であったこと。
5. 社会保険に一部未加入であったこと。

上記のとおり相違ありません。

事業者の氏名又は名称

〇〇運送 株式会社

確認者の役職及び氏名

代表取締役 北海 太郎

以上のとおり、〇〇時〇〇分に確認し、任意署名捺印した。

被確認者の氏名 〇〇運輸局 自動車交通部

自動車監査官 〇〇 次郎

自動車監査官 △△ 三郎

資料3-1

〇〇〇第123号  
平成△△年△△月△△日〇〇運送 株式会社  
代表取締役 北海 太郎 殿

〇〇運輸局長

印

## 弁明書の提出について

貴社の経営する一般貨物自動車運送事業について、下記2のとおり貨物自動車運送事業法に違反する事実がありましたので、同法に基づく不利益処分を行う予定です。

このため、これに対する弁明をしようとする場合は所定の期限までに弁明書を提出されるよう行政手続法第30条の規定に基づき通知します。

### 記

#### 1. 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

貨物自動車運送事業法第33条に基づく本社営業所に係る事業用自動車の使用停止処分

#### 2. 不利益処分の原因となる事実

(1) 運転者の勤務時間及び乗務時間について国土交通大臣告示の遵守が不適切であったこと。

(貨物自動車運送事業法第17条第1項の規定に基づく貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

(2) 点呼記録の記載事項に不備があったこと。

(貨物自動車運送事業法第17条第3項の規定に基づく貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)

(3) 運転者台帳の記載事項等が不備であったこと。

(貨物自動車運送事業法第17条第3項の規定に基づく貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4第1項)

国 土 交 通 省

## 資料3-2

## 3. 弁明書の提出先及び連絡先

〇〇市△△丁目 □□庁舎 ○F

〇〇運輸局自動車交通部自動車監査官 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

## 4. 弁明書の提出期限

平成〇〇年△△月□□日

## 5. その他

証拠書類等を提出する場合は弁明書の提出期限までに提出して下さい。

国土交通省

資料 4

## 弁明書の取扱いについて

### 【弁明通知とは】

行政手続法第13条第1項第2号の規定で「行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、(途中省略)意見陳述のための手続を執らなければならない。」と定められています。

今般、貴社の経営する運送事業に係る監査において法令違反が確認され、この違反による不利益処分(行政処分)が予定されております。

当該違反に相違がある場合は、この機会を利用して弁明を行ってください。

弁明の機会の付与は、行政手続法第30条の規定で書面で通知することとなっており、「弁明書の提出について(本紙)」を送付しております。

### 【弁明通知とは】

弁明を行う場合は、行政手続法第29条第1項の規定で「行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面を提出してするものとする。」と定められており、書面により弁明書を提出することとなります。

なお、弁明書には、当該違反の相違を証明できる書類等を添付してください。

また、提出された弁明書が釈明及び反省の内容で、違反事実の相違を証明する書面となっていないケースが見受けられますので、ご注意ください。

### 《実際の弁明方法について》

#### ○弁明を行う場合(別紙様式1参考)

- ・法人等の代表者が提出してください。
- ・違反事実の相違が証明できる書類等を添付してください。  
(原本提示による写しで可能。書類が多くなる場合はお問い合わせください。)
- ・弁明期間がありますのでご注意ください。
- ・書類は、下記担当あて提出してください。(遠方の場合はお問い合わせください。)

#### ○弁明を行わない場合

- ・法人等の代表者が提出してください。
- ・弁明期間内に別紙様式2(参考)を提出してください。  
なお、別紙様式2を提出せずに弁明期間が経過した場合も弁明は行わないこととなります。
- ・書面は、郵送で提出することもできます。

#### ○担当(問い合わせ先)

〒〇〇〇-〇〇〇〇      〇〇市△△丁目 □□庁舎    〇F  
 〇〇運輸局自動車交通部自動車監査官    TEL   〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇



資料5

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

事業者名称

事業者住所

代表者名

連絡先

印

## 弁 明 書

平成△△年△△月△△日付け、〇〇〇第123号「弁明書の提出について」の通知による違反行為について下記のとおり弁明します。

記

1. 弁明する不利益処分の原因となる事実

2. 違反と相違する事実

3. 違反の相違を証明する書類

material

資料6

(様式2)

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

(※郵送で提出することも出来ます。)

事業者名称

事業者住所

代表者名

連絡先

印

行政手続法第30条の規定に基づく弁明の機会の付与の通知に対する回答について

平成△△年△△月△△日付け、〇〇〇第123号による標記通知については、違反事実  
に相違がないため弁明はいたしません。

# 北海道行政書士会 申請取次行政書士管理委員会の設置について

申請取次行政書士管理委員会  
委員長 木田 晶子

日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会規則(以下「日行連管理委員会規則」という)が改正され、日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会の事務が各单位会に委任されることになりました。これを受けて本会は、業務部に申請取次行政書士管理委員会(以下「本委員会」という)を設置することになりました。

本委員会の初代委員に佐藤博会員、成田眞利子会員、新田和代会員及び木田晶子(すべて札幌支部)が任命され、委員の互選により当職が委員長に選任されましたことをご報告いたします。

本委員会が行なう事業は、日行連申請取次管理委員会規則第2条の2において、単位会に委任されている事業です。

(第2条の2)

2. 各单位会に委任する事務は、次の事務とする。

- 一、届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士(以下「届出者等」という。)に係る届出の管理。
- 二、届出者名簿、抹消、懲戒者等連絡書(以下「届出者名簿等」という。)の作成及び管理。
- 三、管轄地方入管局長(以下「地方入管局長」という。)への届出者名簿等の提出及び届出済証明書の返還並びに地方入管局長からの新届出済証明書の受領。
- 四、届出者等が管轄都道府県知事による「業務禁止」または「業務停止」等の懲戒処分を受け、若しくは単位会による「廃業の勧告」または「会員権停止」等の処分がなされた場合及びその効力を失った場合の地方入管局長及び日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会(以下「日行連管理委員会」という。)への通知。
- 五、申請取次業務是正勧告及び禁止勧告処分がなされた場合及びその禁止勧告処分が効力を失った場合の地方入管局長及び日行連管理委員会への通知。
- 六、受付拒否者、申請取次業務禁止勧告処分及び申請取次業務是正勧告処分に係る聴聞等の手続の実施。
- 七、地方入管局長からの照会、情報提供への対応。
- 八、前各号に関連する事務。



## ◎申請取次行政書士管理委員会からの大切なお知らせ◎

申請取次の資格者を証明する届出済証明書の有効期間は3年間です。更新届出は、有効期間満了の4か月前から2か月前位までに、必要書類を整えた上で本会事務局に提出してください。

平成21年1月より、新規・更新届出の受付は毎月末日締めとさせていただきます。新届出済証明書が発行されるまで、さらに1か月程度かかる見込みですので、業務に支障がないように余裕を持って申請を行なってください。

届出済証明書の有効期間の間に、日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会の指定する実務研修会を1回以上受講する必要があります。受講していない場合または更新期間が既に経過している場合には、更新届出ができませんのでご注意ください。

**設問**

最近、振り込め詐欺などの事件が多発していますが、法律上の原因なくして自己名義の口座に入金された金銭の払戻しはどのように扱われるのでしょうか？

**回答**

窃取された預金の払戻しについて、平成20年10月10日最高裁判所第二小法廷が次のような判決をした事案がありました。

まず、原審(東京高裁平成18年10月18日判決)の確定した事実関係の概要は、次のとおりです。

(1)上告人は、A銀行H支店において、普通預金口座(以下「本件普通預金口座」といい、この口座に係る預金を「本件普通預金」という。)を開設し、また、上告人の夫であるBは、C銀行J支店において、預金元本額を1,100万円とする定期預金口座(以下、この口座に係る預金を「夫の定期預金」という。)を開設していた。(2)D及び氏名不詳の男性1名(以下「本件窃取者ら」という。)は、平成12年6月6日午前4時ころ、上告人の自宅に侵入し、本件普通預金及び夫の定期預金の各預金通帳及び各銀行届出印を窃取した。(3)E、F及びGは、本件窃取者らから依頼を受け、同月7日午後1時50分ころ、C銀行J支店において、夫の定期預金の預金通帳等を提示して夫の定期預金の口座を解約するとともに、解約金1,100万7,404円(元本1,100万円、利息7,404円)を本件普通預金口座に振り込むよう依頼し、これに基づいて本件普通預金口座に上記同額の入金がされた(以下、この振込依頼による入金を「本件振込み」という。)。これにより、本件普通預金口座の残高は1,100万8,255円となった。(4)E及びFは、本件窃取者らから依頼を受け、同日午後2時29分ころ、A銀行I支店において、本件普通預金の預金通帳等を提示して、本件普通預金口座から1,100万円の払戻しを求めた。同銀行は、この払戻請求に応じて、E及びFに対し、1,100万円を交付した(以下「本件払戻し」という。)(5)上告人は、A銀行の権利義務を承継した被上告人に対し、本件振込みに係る預金の一部である1,100万円の払戻しを求め、これに対して被上告人は、上告人の払戻請求は権利の濫用に当たり許されないなどと主張して争っている。

上記事実のもと、原審は、次のとおり判断して、上告人の請求を棄却しました。

「(1)本件振込みに係る金員は、本件振込みにより、本件普通預金の一部として上告人に帰属したと解するのが相当である。

(2)本件振込みに係る預金は、上告人において振込みによる利得を保持する法律上の原因を欠き、上告人は、この利得により損失を受けた者へ、当該利得を返還すべきものである。すなわち、上告人としては、本件振込みに係る預金につき自己のために払戻しを請求する固有の利益を有せず、これを振込者(不当利得関係の巻戻し)又は最終損失者へ返還すべきものとして保持し得るにとどまり、その権利行使もこの返還義務の履行に必要な範囲にとどまるものと解すべきである。この権利行使は、特段の事情がない限り、自己への払戻請求ではなく、原状回復のための措置を執る方法によるべきである。

そして、本件振込み後にされたEらに対する本件払戻しにより、これに全く関知しない上告人の利得は消滅したから、上告人には不当利得返還義務の履行のために保持し得る利得も存在しない。このことは、本件払戻しにつきA銀行に過失がある場合でも変わるところがない。

そうすると、上告人の払戻請求は、上告人固有の利益に基づくものではなく、また、不当利得返還義務の履行手段としてのものでもないから、上告人において払戻しを受けるべき正当な利益を欠き、権利の濫用として許されないものと解すべきである。」

これに対して最高裁は、原審の上記(1)の判断は是認することができるが、同(2)の判断は是認することができないとして、その理由につき次のとおり判示しました。

「振込依頼人から受取人として指定された者(以下「受取人」という。)の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人において銀行に対し上記金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当であり(最高裁平成4年(オ)第413号同8年4月26日第二小法廷判決・民集50巻5号1267頁参照)、上記法律関係が存在しないために受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負う場合であっても、受取人が上記普通預金債権を有する以上、その行使が不当利得返還義務の履行手段としてのものなどに限定される理由はないというべきである。そうすると、受取人の普通預金口座への振込みを依頼した振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合において、受取人が当該振込みに係る預金の払戻しを請求することについては、払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であって、詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど、これを認めることが著しく正義に反するような特の事情があるときは、権利の濫用に当たるとしても、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは、権利の濫用に当たるといえることはできないものというべきである。」

その上で、本件振込みについては、「本件窃取者らがEらに依頼して、上告人の自宅から窃取した預金通帳等を用いて夫の定期預金の口座を解約し、その解約金を上告人の本件普通預金口座に振り込んだものであるというのであるから、本件振込みにはその原因となる法律関係が存在しないことは明らかであるが、上記のような本件振込みの経緯に照らせば、上告人が本件振込みに係る預金について払戻しを請求することが権利の濫用となるような特段の事情があることはうかがわれない。被上告人において本件窃取者らから依頼を受けたEらに対して本件振込みに係る預金の一部の払戻しをしたことが上記特段の事情となるものでもない。したがって、上告人が本件普通預金について本件振込みに係る預金の払戻しを請求することが権利の濫用に当たるといえることはできない。」と判断しました。

## 旭川・小樽・札幌支部 三支部合同研修会の報告

平成20年9月27日(土)、旭川・小樽・札幌支部の三支部合同研修会が旭川支部の主催で留萌管内増毛町の「オーベルジュまじけ」において開催され、旭川支部13名、小樽支部9名、札幌支部18名の会員が参加されました。本合同研修会は、昨年三支部の支部長らにより立ち上げられ、この研修会が第2回目となります。

今回は札幌支部 小川孝雄会員を講師に迎えて「成年後見」をテーマとして、日本成年後見法学会の概要や成年後見制度の活用状況の実態について報告資料をもとに詳細に講義していただきました。また、後見人の実務や行政書士が業務として行うにあたっての課題などに関しては、会場から活発に質疑が寄せられました。成年後見業務への取り組みは、新分野として高い関心がもたれているところであり、参加者は終始熱心に耳を傾けていました。

午後からの懇親会では、各支部長の挨拶、参加会員の紹介が行われ、その後増毛町内の文化財の見学など、限られた時間ではありましたが交流を深めていました。



講師：札幌支部 小川孝雄会員



会場の様子

## 室蘭・苫小牧・日高支部 三支部合同研修会の報告

平成20年9月13日、新ひだか町三石温泉「蔵三」の太平洋を望む研修室にて、「行政書士の新たな業務について「法改正」「新開拓分野」と題し、講師に北海道行政書士会より篠原賢吾副会長をお招きして第26回となる合同研修会が開催され、三支部から会員25名が参加されました。

行政書士法の改正により聴聞代理が行なえるようになった点や、犯罪収益移転防止法の施行により本人確認が必要になった点、新たな業務としての成年後見、ADRに対する本会の動きについて篠原副会長より話されました。

研修会終了後、同ホテルにて懇親会も開催され、参加会員間の親睦・交流が図られたようです。



講師：篠原賢吾副会長



会場の様子



会場の様子

# 平成20年度 ADR 手続実施者養成研修会 (セカンドステップ)開催報告

ADR推進委員会委員 小樽支部 中村 伸之

平成20年9月19日(金)、20日(土)、10月10日(金)、11日(土)の4日間にわたり、ホテルエルム札幌に於いて平成20年度ADR手続実施者養成研修会(セカンドステップ)が開催されました。今回の受講者は、ファーストステップを受講(修了)した全道各支部の会員25名(札幌支部13名、函館・網走支部各3名、旭川支部2名、室蘭・苫小牧・十勝・小樽支部各1名)。今回の研修会も前回(ファーストステップ)と同様、講師招聘によるものではなく、平成18年11・12月に東京で既開催された研修会のVTR(録画)を鑑賞しながら学習(実践)する方式で進行されました。

6名毎で班を形成し、(交渉・調停)ロールプレイやグループディスカッションを各班で行うことにより、4日間を通して自主交渉援助型調停の中核部分である課題の特定・選択肢の開発、別席調停(コーカス)の実施、調停中における行き詰まりの局面打開(対処法)、さらには、調停人の倫理、法律家との連携、合意文書の作成等調停人に必要なスキルを学びました。

一部の欠席者を除き、4日間の研修受講者に対し受

講修了証が授与されました。なお、今後の手続実施者養成研修会としては平成21年1月に講師(稲葉一人氏)を招聘してフォローアップ研修会(2日間)を開催予定。また、ADR手続実施機関認証については本年中(平成20年12月)までに申請し、本年度内(平成21年3月)までに法務大臣から認証を受ける方向で、来年度からの本格的な事業実施を目指しています。



会場の様子

## 平成20年度 新入会員研修会(前期)が開催されました

平成20年10月17日(金)、18日(土)の2日間にわたり、札幌市教育文化会館において平成20年度の新入会員研修会が開催されました。本研修会は登録後3年以内の会員が対象で、全道から118名の参加申込がありました。

1日目は、本会篠原副会長による「職業倫理・基礎知識」の講義があり、その後函館支部 福地隆祐会員(本会研修委員会副委員長)による「株式会社における農業生産法人」についての講義と書式演習が行なわれ、実務中心の講義に参加した会員は熱心に耳を傾けていました。

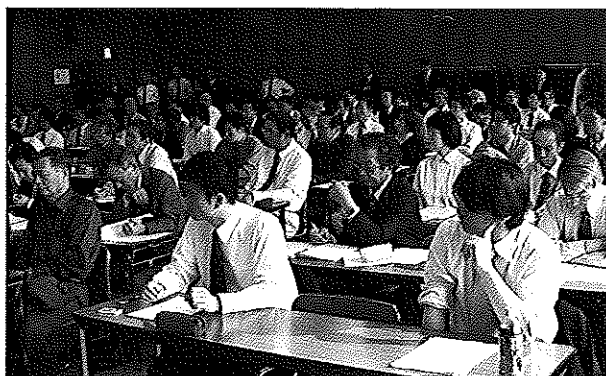
2日目は、衆議院議員で経済産業省副大臣および自

由民主党行政書士制度小委員会委員長でいらつしやる吉川貴盛代議士が研修会場に会場に出席されました。聴聞代理権に関する行政書士法改正の経緯や社会での行政書士の役割、ADR制度などについてお話しをされて新入会員への激励のお言葉をいただきました。引き続き、篠原副会長による「民事」の講義があり、2日間の研修が終了しました。

また1日目の講義終了後には懇親会が行なわれ、たくさんの新入会員と本会役員が出席され、貴重な情報交換や会員間の交流が行なわれました。



吉川貴盛代議士



会場の様子

## 無料相談会報告 [函館支部]

去る、平成20年9月20日(土)函館市民会館にて函館支部主催による第7回市民講座が開催されました。第1部は遺言、相続および成年後見を織り交ぜた寸劇、引き続き第2部は無料相談会という内容でした。

当日、無料相談会の相談件数は56件でその内、相続・遺言関係の相談は42件と実に7割以上占めております。やはり、日頃より相続・遺言は関心が高く相談してみようという人がいかに多いかということをお話しています。

15の相談ブースで、時間的制約もある中「ありがとうございました。」と言って満足して帰られる夫婦連れ、年配の方等々。この機会に相談できて良かったという事だと思います。

函館支部の市民講座での無料相談会は、昨年度も今年度とほぼ同じ様な件数であり、ここに来てある程度認知されてきたという事が言えるかも知れません。

最後に、広報たとえば新聞等の取材などを通じ当日、何をやるのかという事を広くPRすることが重要で不可欠な事だと思います。



会場の様子

## 無料相談会報告 [釧路支部]

- 開催日 平成20年11月4日 火曜日  
午前10時から午後3時まで
- 会場 釧路市役所 2階会議室
- 報道 新聞広告3回・釧路市広報1回
- 相談員 北川幸也・河原香・宗岡隆一・  
今井俊廣・加藤超
- 相談内容 相続・遺言4件  
会社の解散1件  
ローン 1件



会場の様子

ここ数年社会保険労務士会との合同にて無料相談会を開催しています。

今年度は行政書士会が世話役で開催しました。いつもなら、訪れた市民の方々の目に付きやすい1階のロビーで行なっていましたが、選挙のため2階の会議室に変更になり、看板等を設置し苦労致しましたが例年10件ほどの相談がありますが、本年は6件となりましたが実のある相談が多く見受けられました。宣伝方法も様々ありますが、予算の関係で思うようにならず、来年に向けて検討課題としました。

相談に来られた方々は詳細な説明を求めており、相談員も真剣に相談に応じてくれ皆納得で帰られました。特に相続に関係して生前贈与と遺贈について時間を掛けて相談していた方が印象に残りました。



## 無料相談会報告 [札幌支部]

札幌支部では、広報月間に合わせた無料相談会を開催してはおりませんが、毎月第3水曜日の午前10時から午後4時まで、予約制による無料相談を通年開催しております。

この相談を紹介する媒体としては、支部ホームページのほか、広報月間中に訪問する市役所等に支部独自のチラシを配布し、広報しております。

ここ数カ月の相談事例としては、不倫慰謝料請求や瑕疵担保責任を追究したい旨の内容証明郵便の作成、離婚協議書作成、相続・贈与に関する協議書契約書といったオーソドックスな書類作成の相談から、法改正に合わせて一般社団法人・一般財団法人の設立とNPOの設立について、その異同・長所短所を問い合わせるものなど、民事関連を中心として多岐にわたっています。

今後もこの相談会を手段として、より効果的に、より広範囲に広報できるように、有効活用していきます。

## 無料相談会報告 [日高支部]

平成20年10月22日、様似郡様似町大通1丁目21 様似町中央公民館2階会議室において、午前10時より午後3時までの間で行なわれました。ここを固定会場として年1回の無料相談会を開催してから、14年を経過し、町民には、よく知れ渡っています。

ただ、今年度は、例年より若干相談件数が少なかったです。相談内容も多岐に渡り権利関係から許認可事務関係、時には人生に関する相談事まで相談を受ける事もあり、支部の担当の先生もベテランの先生に御願いする事しております。今年の担当は、この相談会を最初から立ち上げ頂いた前日高支部長の加藤鉄二先生(14年間)と支部役員の出口克夫先生にいただきました。



会場の様子

## 無料相談会報告 [十勝支部]

平成20年10月1日(水)午前10時から午後4時まで、とかちプラザにおいて、行政書士無料相談会と無料電話相談を昨年同様、釧路司法書士会帯広市支部と合同で開催しました。

開催にあたって、帯広市の広報誌への掲載依頼、コミュニティセンターなどの公共施設にチラシを配布、各マスコミへの協力依頼など、市民の皆さまへの相談会の周知については力を入れました。

当日は、時間前から数名の来訪もあり、両土業合わせて電話、来訪等の合計は76件となりました。相談内容としては、相続に関するものが目立ちました。

今年から新たな取り組みとして、A4ビニール袋に十勝支部会員名簿、行政書士会北海道会パンフレット、法テラスパンフレット、ポケットティッシュペーパー、メモ用紙を入れた来場記念グッズを相談者に配布し喜ばれました。



会場の様子

## 無料相談会報告 [空知支部]

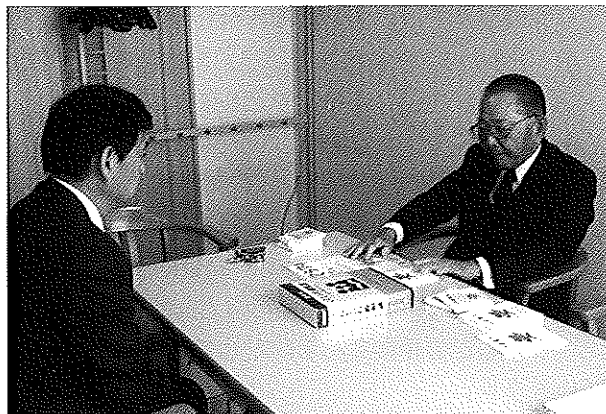
去る10月19日午前10時から午後3時まで、栗山町総合福祉センター「しゃるる」にて、無料相談会を開催しました。

年度当初支部理事会でおおよその場所を選定し、その条件として行政書士事務所の所在しない町を対象に選んでおりました。

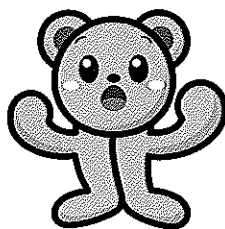
過去数年は中空知周辺を重点に開催しておりましたが、中空知も一通り終わり本年は上記の拘りを排除し、栗山町での開催となりました。

事前に当町役場総務課広報係を訪問し、広報掲載を依頼するのも1日かかり、広報に掲載され、いざ相談員の出陣と言っても現地に行くのに70kmの距離を移動しなければならず、当日自宅を8時30分に出発し、現地到着9時50分、早速相談会場の準備、10時開場にやっと間に合い相談開始という事になりますが、疲労も一入です。

残念ながら相談件数は1件でしたが、今後の反省として理事会で検討致します。



会場の様子



## 道東四支部役員研修交流会

平成20年10月18日、19日に、道東四支部役員研修交流会が、十勝川温泉第一ホテル豆陽亭において、十勝支部の主催で開催されました。

研修会では、「行政書士制度の現状と今後の展望」と題し、加藤隆夫会長の講演が行われました。その後、懇親交流会が催され、参加した22名の支部役員が懇親を深め、交流を図りました。



会場の様子

## 第1回「成年後見制度 基礎研修会」が開催されました

平成20年9月26日、札幌市教育文化会館大講堂にて講師に神奈川成年後見サポートセンター研修委員長の桑智仁氏(神奈川県行政書士会所属)をお招きして第1回となる「成年後見制度 基礎研修会」が行なわれました。

道内全域より150名の会員が参加され、平成12年度以降の成年後見制度利用者数12万人に対し潜在対象者(認知症高齢者)は推計160万人とされており、制度自

体の周知徹底が待たれていること、今後超高齢社会を迎え職業後見人の数が足りなくなることが予想されていることなど成年後見制度の概要と実状について講義がなされました。

また、実際の後見の事例についても経験談が語られ、参加者からは大変ためになったという感想も寄せられました。



講師：桑智仁氏



会場の様子

## 実務で学ぶ涉外業務 涉外業務研修会開催のご案内

下記の要領で標記の研修会を実施します。今回は今年4月の韓国領事館業務研修会につづく、領事館シリーズ第二弾として、中国駐札幌領事館より白涛副領事を講師に招聘し、領事業務の最新情報についてお話しをしていただきます。

参加を希望する方はご連絡ください。

### 記

開催日時：平成20年12月6日(土曜日) 午後3時00分から

開催場所：札幌中央区民センター1階和室

札幌市中央区南2条西10丁目(市営地下鉄西11丁目駅下車)

- テ ー マ：1. 領事館の領事業務概要  
2. 中国渡航査証  
3. 中国の結婚、離婚等身分制度  
4. 中国人の国籍変更にかかる遵守事項  
5. 日本企業の中国現地での諸手続き

講 師：中華人民共和国駐札幌総領事館  
副領事 白 涛 氏

参 加 費：受講料2,000円+会費5,000円(半年間分・未納者のみ)  
ピジター受講料5,000円

申込方法：氏名、所属支部、電話番号、FAX番号を記載の上、下記へFAXでお申し込み下さい。

申 込 先：国際法務研究会事務局(滝沢事務所気付) 担当/堀川

FAX番号：011-261-2657

申込締切：平成20年12月2日(火曜日)まで

主 催：行政書士国際法務研究会

# NewFace 新入会員



<sup>さたけ</sup> <sup>よしち</sup>  
**佐竹 美一** 昭和24年3月21日生  
旭川支部 平成20年9月1日入会  
事務所 旭川市8条通17丁目右1号  
TEL 0166-22-0088  
FAX 0166-22-0089

<コメント>



<sup>おおた</sup> <sup>みつる</sup>  
**太田 満** 昭和49年9月7日生  
札幌支部 平成20年9月1日入会  
事務所 札幌市中央区大通西20丁目3番30  
305号  
TEL 011-299-8887  
FAX 011-299-8887

<コメント>



<sup>よこうち</sup> <sup>はるみ</sup>  
**横内 春美** 昭和16年5月7日生  
札幌支部 平成20年9月1日入会  
事務所 札幌市南区石山東3丁目10番6号  
TEL 011-592-5730

<コメント>

このたび、9月1日付けで行政書士登録をいただきました。今後は微力ではございますが、道民の暮らしに少しでもお手伝いできますよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひします。



<sup>あずま</sup> <sup>たけお</sup>  
**東 岳夫** 昭和45年1月30日生  
札幌支部 平成20年9月1日入会  
事務所 札幌市中央区大通西16丁目3番6号  
アーバンコート札幌2階  
TEL 011-615-8292  
FAX 011-615-8307

<コメント>



<sup>ささき</sup> <sup>ひとし</sup>  
**佐々木 一仁** 昭和28年2月23日生  
札幌支部 平成20年9月1日入会  
事務所 札幌市中央区南12条西15丁目4番3号  
池鷗ビル  
TEL 011-551-2617  
FAX 011-561-5136

<コメント>



<sup>かわい</sup> <sup>けんいち</sup>  
**河合 健一** 昭和7年4月3日生  
十勝支部 平成20年9月1日入会  
事務所 帯広市西9条南9丁目8番地  
カワイビル1F  
TEL 0155-26-2626  
FAX 0155-26-2627

<コメント>

私は、税理士登録して38年経過し、数年前に業務を息子に継承し、現在は別の税理士法人の社員を務めております。今回本会に入会させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。



<sup>そごう</sup> <sup>てつや</sup>  
**十河 哲也** 昭和56年3月10日生  
苫小牧支部 平成20年9月1日入会  
事務所 苫小牧市日吉町4丁目6番9号  
TEL 0144-72-0234

<コメント>



<sup>いけわき</sup> <sup>りゅうた</sup>  
**池脇 竜太** 昭和53年10月25日生  
札幌支部 平成20年10月2日入会  
事務所 札幌市中央区南12条西15丁目4番3号  
池脇ビル2F  
TEL 011-551-2617

<コメント>



<sup>こひら</sup> <sup>やすお</sup>  
**小平 康夫** 昭和42年10月30日生  
札幌支部 平成20年10月2日入会  
事務所 札幌市白石区菊水4条3丁目1番13号  
TEL 011-823-0558  
FAX 011-823-6307

<コメント>



<sup>たなか</sup> <sup>なおみち</sup>  
**田中 直道** 昭和34年3月23日生  
旭川支部 平成20年10月2日入会  
事務所 旭川市春光1条8丁目10番11号  
TEL 0166-54-2492

<コメント>

私は25年間の公務員生活を経て、行政書士の道に入りましたが、改めて、その多岐に渡る仕事量と責任の重さに身の引き締まる思いです。少しでも早く努力をし、地域住民の方に役立つ、街の身近な法律家になる所存です。



みなもと ひでと  
源 秀人 昭和49年9月5日生  
小樽支部 平成20年10月2日入会  
事務所 小樽市稲穂2丁目16番11号  
TEL 0134-55-4483  
FAX 0134-55-4483

〈コメント〉



ひぐち のぶお  
樋口 信雄 昭和23年3月11日生  
十勝支部 平成20年10月2日入会  
事務所 帯広市西19条北1丁目3番19号  
株式会社帯広自動車販売店協会会館内  
TEL 0155-33-2238  
FAX 0155-36-7000

〈コメント〉



ゆかわ つよし  
湯川 剛 昭和23年3月6日生  
日高支部 平成20年10月2日入会  
事務所 新冠郡新冠町字本町74番地の10  
TEL 0146-47-3249

〈コメント〉

金田式DCアンプ制作とレコード鑑賞、アマチュア無線が趣味。ホームページの作成と管理もお任せください。



たかだ よしえ  
高田 芳枝 昭和34年5月8日生  
札幌支部 平成20年10月2日入会  
事務所 札幌市東区北23条東1丁目7番11号  
TEL 011-741-7286  
FAX 011-741-7286

〈コメント〉

自分の専門分野は何か?皆様方のご指導ご支援をおおぎつつ決めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。



なかもら あつひこ  
中村 敦彦 昭和33年5月29日生  
札幌支部 平成20年10月2日入会  
事務所 札幌市東区北27条東18丁目2番21号  
TEL 011-784-7020  
FAX 011-784-7020

〈コメント〉

25年親のスネをかじり、25年企業に勤め、残り25年行政書士として仕事を全うできたら本望です。



## 新年賀詞交歓会の開催について

恒例になりました、賀詞交歓会の開催日、開催場所が決定致しましたのでお知らせします。  
会員の皆様におかれましては、お誘いの上ご出席を頂けますよう、お願い申し上げます。

開催日：平成21年1月30日(金曜日)

開催場所：ホテルポールスター札幌

札幌市中央区北4条西6丁目 TEL.011-241-9111

※詳細については、次号の平成21年会報新年号にてお知らせして、参加申込みをいただくことしております。

# 会議開催状況 <9~10月>

## < 理事会・常任理事会・正副会長 >

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第6回常任理事会	平成20年 9月 11日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)専門委員会のあり方及び再編について (2)各部事業の進捗に伴う諸課題について (3)緊急対応事案について (4)その他当面する課題について
第7回常任理事会	平成20年 10月 17日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)専門委員会の再編について (2)ADR事業の今後の進め方について (3)上半期各部事業の総括について (4)その他当面する課題について
第8回常任理事会	平成20年 10月 21日	リンケージプラザ	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)理事会付議事項等について (2)当面する課題について (3)その他
第2回理事会	平成20年 10月 22日	ホテルエルム	(1)各部事業計画の進捗状況等について (2)北海道行政書士会会則施行規程の一部改正について (3)新年賀詞交歓会について (4)その他

## < 部会 >

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第1回広報部会	平成20年 9月 18日	本会会議室	
第2回企画開発部会	平成20年 9月 25日	本会会議室	

## < 委員会 >

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第3回ADR委員会	平成20年 9月 2日	本会会議室	
第6回登録調査委員会	平成20年 9月 10日	本会会議室	登録調査 新規8名、変更1名
第10回ホームページ運営委員会	平成20年 9月 10日	本会会議室	
第9回会報編集委員会	平成20年 9月 11日	リンケージプラザ	
第1回60周年記念事業準備特別委員会	平成20年 9月 12日	本会会議室	
第4回研修委員会	平成20年 9月 17日	本会会議室	
第2回高度情報化対応委員会	平成20年 9月 18日	本会会議室	
第11回ホームページ運営委員会	平成20年 9月 22日	本会会議室	
第10回会報編集委員会	平成20年 10月 2日	本会会議室	
第7回登録調査委員会	平成20年 10月 8日	本会会議室	登録調査 新規4名、変更5名
第12回ホームページ運営委員会	平成20年 10月 15日	本会会議室	
第1回申請取次行政書士管理委員会	平成20年 10月 17日	本会会議室	
第13回ホームページ運営委員会	平成20年 10月 28日	本会会議室	
第11回会報編集委員会	平成20年 10月 30日	本会会議室	

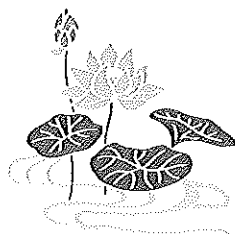
# ご逝去

ここに謹んで、  
ご冥福をお祈りします。

十勝支部 四〇二八番

吉田 勝

去る平成二十年十月二十二日にて永眠 (享年七十四歳)



## 編集後記

成年後見制度基礎研修会に参加いたしました。研修の中で、講師が繰り返し述べられたことは、「成年後見業務は行政書士の業務ではなく、社会貢献である」という点でした。後見人は訴訟までも含めた強力な立場に立つことになります。それゆえ社会貢献とはいえボランティアで務まるものではありません。そのため私ども士業者には職業後見人となるだけの基盤が求められています。

このところ綱紀事案、行政書士法違反事件等が目につきます。法律家、行政書士としての立場を

踏まえ、プロフェッショナルとして、驕りではなく誇りを持って職務に臨むこと、それこそが社会貢献であり、行政書士の地位を高めていくことに繋がると思います

2008.11.第292号

平成20年11月25日発行

発行人：加藤 隆 夫

編集人：松井 隆 文

発行所：北海道行政書士会

印刷所：(株)スリーエス印刷

郵便番号 060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目1番4号

北1条サンマウンテンビル5階

TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

取引銀行 北海道銀行本店 (当 19116)

北洋銀行本店 (普 0742651)

北洋銀行札幌南支店 (普 0570344)

札幌銀行本店 (普 389444)

振替口座 02730-0-8224 番

## 会員数の概要

総会員数				前年同月比	前月比
1,509 (個人1,500・法人9)				+ 29	± 0
男性	1,371	女性	129		

平成20年10月末現在

次号の記事の締切は11月末です。

おまかせください

# 行政書士

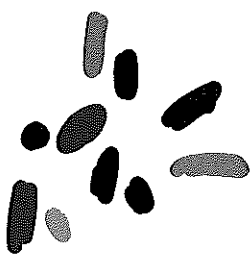
行政書士は許認可・登録申請、遺言や相続、  
色々な契約・届出などの  
相談から書類作成までサポートします。

あなたの街の法律家

北海道行政書士会

検索

表紙の  
写真



北海道遺産

Hokkaido Heritage

## 霧多布湿原

浜中町

湿原景観を構成するすべての要素が一望できる学術的にも貴重な湿原です。一部は「霧多布湿原泥炭地形形成植物群落」として大正11年に天然記念物に指定され、数百種の高山植物が自生しています。春から秋にかけて咲く花々の美しさを楽しみ、タンチョウや白鳥など百種の野鳥も観察できます。地域では湿原保全のトラスト活動が積極的に展開されています。